

平成 31 年 4 月 18 日
総 務 部

天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に際しての 記帳所の設置について

1 趣旨

天皇陛下の御退位と皇太子殿下の御即位に合わせて、県民の皆さんから、天皇陛下に対する感謝の思いや皇太子殿下に対する祝意について記帳を受け付けるもの

2 記帳所の設置場所

県庁（山形市松波）
村山総合支庁（山形市鉄砲町）
西村山地域振興局（寒河江市大字西根）
北村山地域振興局（村山市楯岡笛田）
最上総合支庁（新庄市金沢）
置賜総合支庁（米沢市金池）
西置賜地域振興局（長井市高野町）
庄内総合支庁（三川町大字横山）

以上 8 カ所

3 設置日及び時間

平成 31 年 4 月 30 日（火）及び平成 31(令和元)年 5 月 1 日（水）
両日とも午前 10 時から午後 5 時まで

4 その他

両日とも、天皇陛下に対する感謝の思いと皇太子殿下に対する祝意について、それぞれ記帳簿を設け受け付けるものとする。

(担 当) 総務部秘書課 課長補佐 松野
TEL : 023-630-2013